

駐車監視員活動ガイドライン

【中央 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	都道405号	外堀通り	八重洲1-1先一石橋	八重洲2-11先	9-22	
2	国道17号～国道1号～国道15号	中央通り	日本橋本町4-4先	京橋3-5警視庁警察博物館前	9-22	
3	都道408号～区道401号～都道463号	八重洲通り	東京駅八重洲中央口前交差点	新川2-32先中央大橋手前	9-22	
4	国道1号～都道10号	永代通り	八重洲1-10先呉服橋交差点	新川1-31先永代橋西交差点	8-21	
5	国道4号～都道316号	昭和通り	日本橋本町4-5本町交番先	京橋3-10先	9-22	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← 間 →		重点時間帯	備 考
1	都道407号～国道4号～国道6号	江戸通り	日本橋本石町4-4先新常盤橋交差点	日本橋小伝馬町20番先	9-19	
2	都道50号	新大橋通り	日本橋茅場町1-14先茅場橋	八丁堀4-11先	9-19	
3	区道402号	鍛冶橋通り	八重洲2-8先鍛冶橋交差点	新川1-30先永代橋西交差点	9-19	
4	区道7号～区道409号	平成通り	日本橋茅場町1-1先証券取引所前交差点	八丁堀4-5先	9-19	
5	区道309号～区道325号	—	日本橋2-12先	日本橋茅場町2-17先	9-19	
6	区道584号	明正通り	新川1-3先	新川1-28先	9-19	
7	区道13号～区道14号	日銀通り	日本橋室町1-1先	日本橋本石町4-6先	9-19	
8	区道508号～区道38号	—	八丁堀1-13先	日本橋茅場町1-12先	9-19	
9	区道517号	—	新川1-23先	新川2-14先	9-19	
10	区道1号	人形町通り	日本橋堀留町1-8先	日本橋小伝馬町6番先	9-19	
11	区道6号	大手町両国線	日本橋本石町1-3先常盤橋交差点	日本橋小舟町15番先	9-19	

重点地域

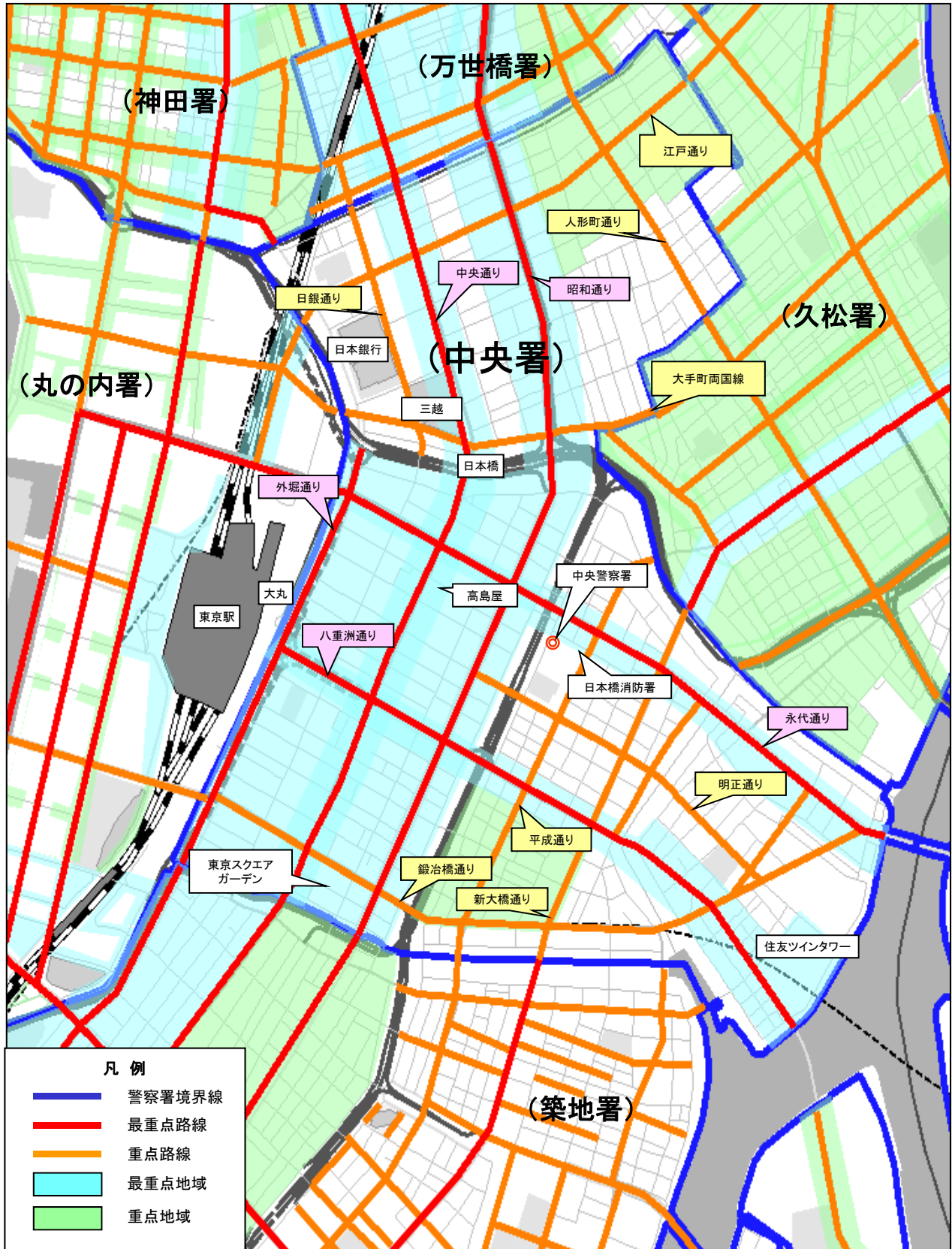
◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(中央通り、八重洲通り、永代通り、昭和通り)周辺	—	最重点路線の時間帯と同じ
2	八重洲京橋地区繁華街(外堀通り・八重洲通り・昭和通り・首都高速内側)及び周辺	9-19	
3	八重洲日本橋地区繁華街(外堀通り・首都高速・昭和通り・八重洲通り)及び周辺	—	最重点路線の時間帯と同じ

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	問屋街(昭和通り以東の日本橋本町および大伝馬町、小伝馬町)及び周辺	9-19	
2	八丁堀地区(首都高速～八重洲通り、新大橋通り、鍛冶橋通りの内側)及び周辺	9-19	

中央警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

Copyright(C)ZENRIN CO.LTD.(Z20LC第310号)
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。